

○交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領
の制定について（平成9年6月9日例規第26号）

〔沿革〕 平成26年2月例規第4号、30年3月第8号改正

別記のとおり制定し、平成9年6月9日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領

第1 趣旨

この要領は、被害者対策の一環として、奈良県警察及び他の都道府県警察が交通事故等により死亡したことを確認している運転免許を有する者に対して、運転免許の更新連絡書等（第2の2に定める文書をいう。以下同じ。）の発送を停止するための手続について必要な事項を定めるものとする。

第2 発送停止の対象とする者及び文書

1 発送停止対象者

次に掲げる原因で死亡した者（警察において死体を取り扱った者に限る。）で身元確認が確実にできたもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 交通事故
- (2) 交通事故以外の過失事件
- (3) 殺人事件又は傷害致死事件
- (4) その他(1)から(3)までに掲げるもの以外のもの

2 発送停止対象文書

- (1) 更新連絡書
- (2) 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書
- (3) 行政処分関係書面、講習業務関係書面等
- (4) 免許失効通知書

第3 通報連絡責任者

更新連絡書等の発送停止手続を適正に行うため、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署に通報連絡責任者を置き、高速隊にあっては中隊長を、警察署にあっては交通課長（奈良警察署にあっては交通第一課長）をもって充てる。

第4 対象者を取り扱った場合の措置

- 1 高速隊員及び警察署員は、対象者を取り扱った場合は、死亡者通報連絡票（別記様式。以下「連絡票」という。）に人定事項を記載して、通報連絡責任者に通知するものとする。
- 2 通報連絡責任者は、連絡票を受理したときは、対象者の免許照会を行い、当該対象者が運転免許を有する場合は、当該連絡票を交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に送付するものとする。
- 3 運転免許課長は、連絡票の送付を受けたときは、次に掲げる対象者の区分に応じそれぞれ次に定める措置をとるものとする。
 - (1) 県内居住対象者 当該対象者に係る運転免許データについて必要なリストを作成し、6年間保存することとした上で、当該対象者の運転免許データを県内マスター及び警察庁の運転者管理システムから抹消する手続きをとる。
 - (2) 県外居住対象者 対象者の居住する都道府県警察本部の運転免許担当課に、連絡票を送付する。
- 4 運転免許課長は、他の都道府県警察から連絡票の送付を受けたときは、前記3の(1)に定める措置をとるものとする。

第5 対象者以外の死亡者に係る措置

- 1 第2の1に定めるところにかかわらず、職員は、警察において死亡確認及び身元確認を行っていない者が運転免許を受けていたという事実及び死亡したという事実に関する情報の提供を遺族から受けたとき、又は当該職員が所掌する事務を遂行する上で当該事実を知ったときは、遺族の意向を考慮した上で、次に定める職員の区分に応じそれぞれ次に定める措置をとるものとする。
 - (1) 高速隊員又は警察署員 第4の1に定める措置
 - (2) 高速隊員又は警察署員以外の職員 連絡票を作成し、所属長を経て運転免許課長に送付する。この場合において、第3に定める通報連絡責任者は、当該職員の所属の次席、副所長、副隊長又は副校長とする。
- 2 前記1の(2)に定めるところにより連絡票の送付を受けた運転免許課長は、当該連絡票に係る者についての免許照会を行った後に、第4の3に定める措置をとるものとする。

別記様式

死亡者通報連絡票

課・隊・署（通報連絡責任者）

死亡原因	交通事故 交通事故以外の過失事件 殺人事件又は傷害致死事件 その他（ ）		
本(国) 籍	都道 府県	市区 郡	町 村 番地 号
住 所	都道 府県	市区 郡	町 村 番地 号
ふりがな 氏 名			性 別 男 女
生年月日	年 月 日生（ 歳）		
措 置			

注1 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。

注2 死亡未確認の場合は、死亡原因欄のその他（ ）にその旨を記載すること。

注3 措置欄には、運転免許課及び警察署交通課において措置した内容を記載すること。